

第1回 熊本市教育行政審議会

<議事録>

日時：令和5年5月22日（月）10：00～12：00

場所：熊本県医師会館 2階 大ホール

○ 次第

- 1 委嘱状交付
- 2 教育長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 諮問
- 6 議事
 - （1）教育行政審議会について
 - （2）国の動向
 - （3）本市の概要
 - （4）現状における主な課題
 - （5）本市の現状
 - （6）検討項目
 - （7）今後のスケジュール
- 7 意見交換
- 8 諸連絡
- 9 閉会

○ 議事録

1 開会・委嘱状交付

～省略～

2 教育長挨拶

【遠藤教育長】

皆さん、こんにちは。御紹介いただきました、熊本市教育長の遠藤洋路と申します。

本日は、皆様御多忙な中にこうしてお集まりをいただき、この熊本市のためにお時間をつくっていただきまして誠にありがとうございます。

御承知のとおり、本年4月には「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が設置されました。熊本市においても、それと軌を一にして、『こども局』という新しい組織を設置しております。このように、地方教育行政がこれまでの教育という世界だけでなく、こどもの権利を守り、こどもの意見を反映するこども施策という観点から捉え直し、そして、総合的な行政の中で位置づけていくという大きな転機にあると考えております。

この審議会は、この諮問事項にもありますように、常設の審議会として、教育行政に関わる様々なテーマについて御審議をいただきたいと思っております。文部科学省には、中央教育審議会というものがありますが、この審議会は、熊本市にとっての中教審、熊本市版中教審にあたるような、そうした組織になるのではないかとこのように思っているところです。

ただ、この地方自治体というのは、文部科学省、あるいは中央教育審議会と違いまして、学校の設置者でありますし、日々、学校現場で、教職員とこどもたちが向き合っているという、まさに教育行政の当事者ということになります。

ですからこの審議会で御審議いただいて、御提言をいただいたことは、私どもがそのまま実施をするということが出来るわけであります。その点が、国の審議会と大きな違いではないかというふうに思っているところです。

いずれはこの熊本市だけでなく、多くの自治体でこのような審議会を持ち、そして、地方から、教育行政について、あるいは教育政策について、活発に提言がなされ、そして、国よりも地に足がついた質の高い政策が地方から活発に生み出される、そうした地方主導の教育行政の実現のために、この審議会というのが最初の小さな一歩になるのではないかとこのように考えているところです。熊本市のみならず、ほかの地域にとっても全国にとっても、モデルになるような、そうした審議会になっていただきたいということを願っております。

最初の審議事項は、いじめ、あるいは、教員の不適切な指導、不登校といった、学校が現在直面している、特に熊本市の学校が直面している問題についてということになる予定であります、それ以外にも、本日皆様から自由に御意見をいただきながら、重要と思われる課題については、積極的に取上げていただき、これから審議をお願いしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

こういう固いことを申し上げましたが、ぜひそんなに固くなくリラックスして、自由にご意見を述べていただければと思います。我々も柔軟にそれに対応していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

【藤田委員】

皆様こんにちは。熊本大学の藤田と申します。今、教育学部長とそれから大学院の研究課長を併任させていただいております。この教育審議員のお仕事の話は昨年度のうちに、お話をいただきました。私のほうで責任持って対応できるかどうか非常に心もとなく思いますけれども、非常に教育に関する重要な問題が含まれていると思いますので、精一杯お仕事させていただければと思います。どうぞよろ

しくお願いします。

【青木委員】

はい。はじめまして、東北大学の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。専門は教育行政学という分野をしております、教育委員会の会議ですとか総合教育会議についての研究をしています。そういった観点からこの会議に少しでも貢献ができるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【末富委員】

オンラインから失礼いたします。日本大学の末富と申します。私も本来の専門は、青木先生と同じく、教育行政学、特に教育財政の専門家ではありますが、先ほど遠藤教育長が言及されました、こども基本法の成立にも関わっております、かつこの4月からは、こども家庭庁のこども家庭審議会の部会員を務めさせていただいております。あわせて不適切指導の御遺族の会であります、安全な生徒指導を考える会の皆様方のサポートもさせていただいております、まさに現場の声それから当事者の声を聞きながら、地方から教育行政、そして学校教育あるいは学校外教育のありようも含めて変革していくという非常に意義深い審議会であるというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【南部委員】

はい、日本体育大学の南部と申します。本日はオンラインでの出席で失礼いたします。専門としては児童虐待、それから学校問題、特に部活動における、体罰暴言、ハラスメント、こういったことについて日頃取り組んだりしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【出川委員】

出川と申します。よろしくお願いします。熊本市の教育委員を拝命しております。現在熊本学園大学で、子ども家庭福祉学科長で、専門は、児童福祉を担当しております。どうぞよろしくお願いします。

【坪田委員】

坪田でございます。名古屋市教育長をしておりますけれども、去年の7月からです。文部科学省からの現役出向ということで、同じ政令市の教育長ということでピアレビュー的な意味合いと、あと、文部科学省のほうで児童生徒課長3年4か月やっておりますので、不登校、いじめ問題等に関する有識者的な面と、両方の役割があるのかなと思って、参加しております。どうぞよろしくお願いします。次回は必ずお伺いしたいと思います。

【村田晃一委員】

はい、皆さんおはようございます。弁護士の村田でございます。熊本県弁護士会の子どもの人権委員会という委員会の委員をしております。東京で弁護士をしていた頃は企業法務みたいのをやっていましたけど、平成16年郷里熊本に帰ってきてからは、何か知らぬ間にこどもの人権絡みに巻き込まれてしまいまして、非行少年の問題とか、いじめ、不登校、児童虐待、発達障害、そういうのに何かどっぴり足を突っ込んで抜けられなくなって、今に至っております。どうぞよろしくお願いします。

【富永委員】

はい、富永でございます。よろしくお願いいたします。会の名前しかないのを何をする人なのかなと思っていらっしゃる方もいると思いますけども、兵庫県の西宮市に住んでいる時に、阪神淡路大震災にあって、その経験をきっかけに、人が災害によって受ける心の傷ですね、トラウマを学び始めました。

そういう1回の事故とか被災も人に影響を及ぼしますが、日常的に繰り返される心の傷が、そのあとの人生を、非常に厳しいものにしていくことを学びました。当時、私のこどもが2歳ぐらいだった頃に、こどもにこのような逆境体験をさせない、何か予防がないかなと思いプログラムを色々学び、それを、保幼小中学校、こどもの福祉施設などで提供してきました。

熊本は震災もあり、そして皆様と同様コロナ禍で学校での活動が出来ない中、熊本県は、ICTを活用した授業の形態が進んでおりましたので、デートDV事業を継続的にさせていただいております。

実はその面前DVというのが児童虐待の心理的虐待ということにもなるので、将来の虐待予防になればいいなと思っています。個人的にはもう一つ認定NPO法人の副理事長しておりまして、それは児童家庭支援センターとか、地域食堂とかしておりまして、学校じゃないところでいっぱいの子供達と会っています。そういう福祉的な視点で、何かお役に立つことができればいいなと思っています。ちょっと長くなりましたけどありがとうございました。

【比江島委員】

皆さんおはようございます。向陽台病院の比江島と言います。私自身の職種は精神科医でございます。私自身は依存症専門にしていたのですが、アルコール依存のおじさんたちを見る、そして薬物依存の若者を見る、そして、荒れていた時代はもう中高生、シンナーだったり覚醒剤だったり、大麻だったり非常に多くの荒れたこどもたちを見てきました。その多くの調査を、経過を見ると、やはり幼少期からの大きないろいろな出来事が影響しているっていうのはもうわかっていることですね。それで、児童精神科を目指して現在5年間向陽台病院に勤務しております。

現在、熊本市には非常にお世話になっておりまして、心の健康センターに、うちから出させてもらうとか、熊本市の児童相談所の嘱託業務をさせていただくとかで、こどもを守るという入り口の部分と、何か市民からの入り口の部分、ここの健康センターですね。そして、虐待があったときなどに受け入れるっていう治療を始めるというところの入り口っていうところで、どちらも非常にやりがいはある。

だけど、非常に障壁というか抵抗も強いです。やはり虐待のお子さんを見るっていうときに、我々精神保健福祉法という法律の中で病院というのは、精神科が運営しますが、どんな虐待があっても、両親、親権者全員の同意がないと入院治療は始められないという法律でした。これが4月から変わりました。虐待の対象者は、同意者から外すってことになって、もう既に、虐待被虐待児が入院しています。非常に我々薄氷を踏む思いで日々の診療をして、どう説明するか、非常にこう、今回の教育行政っていうのは、もう本当に我々の仕事に切り離せないものだなというふうに感じます。

個人的には児童相談所のワーカーさん、児童福祉士さんたちにも説得の場面に一緒に入ってもらったりとか、診療に付き添ったり、学校に戻していくときに、学校との調整をしていただいてって非常にお世話になっております。これなしでは、もう病院に入れて治るようなものでは決していないので、病院の入院というのはスタートだというふうに考えております。そのときの、強い心強い何というかサポーターとして、行政教育関係者はもう本当に大変助かっておりますし、もっと欲しいと思うところでこの会に声をかけていただいて、非常に心強く感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中西委員】

はい。おはようございます。中西と申します。玉川大学の教員をしておりますが、2016年まで長く読売新聞の記者をしておりました。今日は、教育ジャーナリストという立場で参加ということで、今も教育雑誌等で原稿を書いております。新聞社時代、教育ルネサンスという長期連載を始めまして、今

もまだ続いておりますけれども、17、8年になりますが、それを手がけたものです。他にも、今は、千葉県松戸市の教育委員等、色々外部の仕事もさせていただいています。いろいろな形でお役に立てるかもしれません。よろしくお願いいたします。

【村田慎委員】

こんにちは。保護者の立場で参加をさせていただきます。村田と申します。

まさしく昨日、こどもの中学校が体育大会で、久しぶりにというか、本当に最初で最後ですけど、初めて制限なしの現地での観覧をすることがようやく叶いまして、こどもたちの生き生き、きらきらした表情と、そしてあふれる活気に元気をもらったところです。若いっていいなと思いました。

現在、私は体罰等審議会、熊本市で4年目になりますけれども、体罰等審議会の委員をさせていただいております。その案件一つ一つもう何百件というふうに向き合ってきましたけれども、もちろんこどもがどう感じたかというのが最優先、大前提ですけれども、案件を見ていくうちに、ただそれだけではないそのこどもを取り巻く環境ですとか、学校と家庭との連携とか、現場の先生が今この瞬間に抱えている複雑な問題とか、いろいろなものが見えてきて、自分も保護者、こどもを、今小中学校に通わせている保護者の1人として、勉強することがとても多いなと思っています。この場も、自分も勉強させていただくつもりで参りました。よろしくお願いいたします。

【西村委員】

おはようございます。保護者代表で、西村則子と申します。長男が、県立高校在学時に、いじめに遭いまして、いじめの重大事態と認定されるまでに7年かかりました。うそつきじゃないというのに、7年。本人の名誉を回復するきっかけができるまでに、7年。これほどかかってはいけないと私は思っております。

そして私は、教員という立場でもあります。息子が高校在学時に、当時の教頭先生に言った言葉が、今でも心に残っていて、こんな思いをさせてはいけない、同じような思いをさせてはいけないという思いが、私を突き動かしているのかなと思います。どういう言葉だったかと申しますと、息子は、「先生は髪をあぶられたことがありますか。先生はプールに沈められたことがありますか。みんなのことは守ってくれるのに、どうして僕のことを守ってくれないのですか。」その答えが、その当時の教頭先生の答えが、「乗り越えなさい」でした。

私は親としてもショックを受けましたが、教員としても、これであってはならないという思いで、ずっと心に刺さる言葉です。できることは小さいかもしれませんが、できることはしていきたいという思いでおります。よろしくお願いいたします。

【平生委員】

こんにちは。熊本市立楠木中学校の平生です。

中学校の代表としてここに来ております。今、西村委員のお話を伺って、こんな思いをされている保護者の方がいらっしゃることを思うと胸が痛くなります。ただ学校現場の人間として、言わせていただければ、学校にいる多くの職員はこどもたちの笑顔を見るために毎日必死に取り組んでいます。こどもの幸せな笑顔を見ると私たち自身も幸せな気持ちになります。その思いに、つき動かされて日々やっているとところです。小さな成長をみんなで喜び合ったり、心配なことがあったら時間を忘れて解決策を考えたり、そういう学校現場の日常もぜひこういう場でお伝えできればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

【須藤委員】

はい、皆さんおはようございます。一新小学校の校長をしております須藤と申します。

教職生活37年、いよいよラストイヤーになりましたが、管理職としては11年目になります。37年間のこどもたちの変化、社会の変化、学校の変化、いろいろありました。そういうものが、生かされればと思っております。また、私は3年間日本人学校に行かせていただきまして、ベルギーという国で、20年ほど前ですけども、向こうの教育、現場の先生方また教育行政の方と接する機会がありまして、やはりヨーロッパ合理主義の考え方っていうのがすごく影響を受けて、日本に帰ってきております。

教育は情性が強いものでなかなか変えるのが難しいことだと思いますけれども、今のこどもたちの現場でのこどもたちを見ていて危惧するところはたくさんあります。

そういうところも含めて、大きく変わっていければ、そしてそのきっかけになればと思って、最後の務めと思って出てきております。どうぞよろしくお願いいたします。

【森委員】

はい、はじめまして。公募で選んでいただきました森博子と申します。私自身はこどもが、熊本市内の公立小学校に2人通っています。上の子が発達障害で、通級と普通級という形で学校に通っています。私はPTA副会長をやったり、学校ともいろいろ絡んで、学校現場のことを見せていただきましたが、やっぱりうちの子がすごく幸せに学校に通えているのは、教育のおかげだなっていうのを思っています。

ただ一方で、私小児科医をしています。小児科では不登校のお子さん、発達障害のお子さん、たくさん見えています。あと児童相談所ですね、熊本県の中央児童相談所の嘱託医もしていますが、いろいろなお子さん、お母さんが来られます。そのお母さんとお子さん、自分のこどもと、ということで、いろいろな声を私はすごく聞いてきている立場から、どちらかというと、知識を持った一般人として、熊本の教育行政に少しでも力を発揮できればと思って公募に応募させていただきました。わからないこともたくさんありますので、たくさん勉強させていただきながら一緒に皆さんと考えていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

【上田委員】

こんにちは。尚絅大学1年の上田心結と申します。

今回はこうやって、公募委員として、こういう場をお借りして、私の勉強ももちろんですが、私が今まで経験したこと、学校内や家庭内で経験したことを、少しでも、これからの教育に貢献できればなと思い、この公募委員に応募させていただきました。今回は、皆様のお話を聞きながら自分自身も勉強したいと思っております。よろしくお願いします。

4 会長選出

【松島教育審議員】

では、続きまして本検討委員会の会長の選出に移ります。

運営要綱第5条の規定により、会長は、皆様の互選ということになっております。

皆様から御推薦などもしあればお願いしたいのですがいかがでしょうか。

【出川委員】

藤田委員を御推薦します。

(拍手で承認)

5 諮問

【遠藤教育長】

熊本市教育行政審議会会長様、本市の教育行政の在り方について。

本市の教育行政の在り方について貴審議会の御意見を賜りたく、ここに諮問します。諮問事項は、子どもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題に、迅速、的確かつ丁寧な対応を行うための今後の地方教育行政の在り方についてということであります。

先ほど、皆さんの自己紹介をお伺いいたしまして、私たちが多くを申し上げるまでもなく、皆様が日々課題だと思っている様々なことについて、どのように解決、改善していけるのかを、この場で御議論いただいて、我々が実施していければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6 議事

【藤田会長】

改めまして、この熊本市教育行政審議会の会長を仰せつかりました熊本大学の藤田と申します。先ほど委員の先生方のいろいろなお話を聞かせていただきまして、お仕事の上で、あるいは家庭生活の中で、また子育てをされている日々の営みの中で、いろいろと苦しい思いをされてこられている委員の方々も多くいらっしゃったということを初めて知りました。

この審議会は、昨年12月の中教審の答申を受けて、教育学部や教育学研究科附属学校も含めて、これからの新しい令和の時代に向けての教育の在り方について、特に教員のほうのかかわり方に焦点を当てて答申が出ております。教員のほうがいろいろと学べばそれでいろいろとよくなっていくかという、私は結構いろいろな課題がそこに含まれているように思います。

マンパワーが少ない状況の中で、いろいろと自治体のほうの教育行政のひずみも、報道関係で聞いたりしてきております。学部、それから大学院のほうの運営についても、不足額の運営もあわせて、これは熊本大学の場合には、熊本市教育委員会、それから熊本県教育委員会の先生方との連携なくして、運営することは出来ません。

ということは熊本市の教育行政についての課題があるということは、即、附属学校の運営にも関わってきますし、これから教員を育てていく、国立、私立もあわせてですけれども、教員養成の抱えている課題にも多分直結すると思います。

この中で、答申の中でお話いただいたこどもを取り巻く環境の急激な変化っていうのはいろいろなところでひずみをもたらしているかもしれません。その一つ一つについて、できれば、委員の皆様と意見を交換し合いながら、より深く、問題の本質を突き詰めて考えていければと、そういうことができれば大変幸いに存じます。

皆様の心からの審議への参加を期待しますとともに、短い期間の中での審議をなるべく実行性を持たすことができるような、審議の答申を出していくことができるように思っております。皆さんも一人一人の積極的な審議会の参加、忌憚のない御意見、そして御協力をいただけますと大変ありがたく存じます。いろいろとお世話になります。よろしくお願いします。

それでは、進行を私のほうで、担当してまいりたいと思います。

早速審議に移ってまいりたいと思いますけれども、運営要綱第5条により、副会長を選任することになっておりますので、私のほうから提案させていただきたいと思います。

東北大学大学院教育学研究科教授の青木委員、そして、弁護士の村田委員にお願いしたいと思いますが、皆様御賛同いただけますでしょうか。

(拍手)

はい。どうもありがとうございます。それでは青木委員と村田委員にこの副会長の仕事をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いします。

では審議に移ってまいります。まず、当委員会の今後の進め方についての確認を行います。

まず本日の進め方についてですけれども、この後、事務局から、本市の現状や課題等の説明を聞いた上で、委員の皆様それぞれの立場から御意見を伺いたいと思いますがよろしいでしょうか。

また、当委員会における議論は今回を入れて今年度6回程度、来年度も6回程度行い、令和6年3月を目途に中間答申、そして令和7年3月に、最終答申を取りまとめたいと考えております。意見交換に入る前に、事務局のほうから本市の現状や課題などについて説明をお願いしたいと思います。

説明

【松永教育改革推進課長】

～省略～

【藤田会長】

はい。どうもありがとうございました。今、資料に基づいて熊本市の現状、それから、この審議会に課せられた検討項目、そしてこれからのスケジュール等、説明をいただきました。

一応確認をさせていただきたいと思いますが、この審議会では、29ページそれから30ページに出ている検討項目6つについてしっかりと議論するということです。

総合的な体制の整備、それから適切な組織づくり、それから事務局外部機関との連携役割分担の在り方、相談しやすい総合的な相談対応窓口、教職員研修の充実、それから管理職のマネジメント危機管理対応能力の強化、そして評価や周知に関する課題です。

今日は、今、熊本市のほうから現状についてのお話をいただきましたので、第1回目でもあります

し、いろいろと資料の説明についてのわからないところですね、もう少し説明をしていただきたいところについて、御意見いただければと思います。

前半の部分、今から40、50分か55分ぐらいありますけれども、最初の20分ぐらいは、今の事務局からの説明についてよく説明がわからなかったところを、御質問いただければと思います。後半の40分ごろかけて、この審議会ですらいろいろこれから審議を始めますけれども、それぞれ委員の先生方の御関心に合わせて、質疑、それから、意見交換をしていただければと思います。

それではまず、この熊本市のほうから説明いただきました資料に基づいて何か確認事項等ありましたら御意見をお願いいたします。そしてできれば委員の皆様全員から、いろいろお話を聞かせいただければ幸いに存じます。よろしくお願いします。

【須藤委員】

非常に予算を増やしていただいているありがたいことだと思いますが、その予算が特に増えている部分とか、どうしてこれだけ予算が増えたのかとか、あまり予算が増えてない部分もあるかもしれません、減っている部分もあるかもしれません。少し内訳をお話いただけるとありがたいと思います。

【藤田会長】

これは説明出来ますでしょうか。

【草野教育政策課副課長】

資料の6ページの右下の表になりますけれども、予算が、平成28年から29年にかけて非常に大きく増加しております。これは、教職員の人件費県費負担教職員が政令市のほうに、財源共々移行されたこと、これが一番大きな要因でございます。それから、平成29年度以降も、徐々に大きくなっておりますが、この中では大きなものとしては1人1台タブレット、これを熊本市のほうでは段階的に整備をしております、その所要経費等々が大きな要因でございます。

【藤田会長】

ありがとうございました。それでは、末富委員のほうから、手が挙がっておりますが、御質問ありましたらお願いいたします。

【末富委員】

それでは質問がございますのでちょっとお教えいただきたいのですが、まず資料の9ページに関わってです。こども局の創設の③の表現が少しわかりづらく、本市において、学校・教育委員会の市長事務局側のカウンターパートを明確にして連携を強化するというのがこども局創設の意図だと書かれていますが、この表現は、例えば国のこども家庭庁設置法と比較した場合、かなり見慣れないものであるというふうに思われます。これがいわゆる教育と福祉等の連携を意味するのか、それとも、もう少し違ったニュアンスを含んでいるのかということについて、明確にさせていただきますと助かります。それはなぜかと申しますと、29ページにあります、検討項目の中で、特に②で、市長事務局や外部機関等の連携・役割分担等の在り方とございますけれども、こども局を教育委員会側は、どのように捉えていらっしゃるのかということを確認しておいたほうがよろしいだろうなという事だからです。以上の点についての御回答をお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。9ページのこども局創設のところのカウンターパートという表記の仕方、それから、検討項目との位置づけ関係について、説明が出来ましたらお願いいたします。

【本楠こども局長】

御質問のありました、9ページ、本市の概要におきます、こども局の創設ということでございます。市長部局側のカウンターパートということで、明確化ということをお示ししておりますが、従来、こども局が所管するこども政策という部分が、いわゆる福祉の分野のこどもの児童福祉という観点で、健康福祉局という、いわゆる福祉分野、健康分野、医療ですとか、そういった様々な健康福祉全体の中の1分野ということで、児童福祉の観点でいろいろ市長部局として取り組んでおったところでございます。

一方で、教育委員会の学校現場でのいろいろな課題に対して、市長部局として具体的な取組としては、例えば虐待の観点等々に関しては児童相談所ですとか、あるいは、要保護児童対策地域協議会等の部分を受け持ってやっておったところでございますけれども、その辺りのことを、学校での取組がこの上のほうにありますように、下のほうか、対応が限界、あるいは現場が相当疲弊しているということを含めて、市長部局としてしっかりやっていく、行政の分野として取り組んでいくということを明確化するということで、市長部局の中で教育委員会、学校のカウンターパートという形で、明確に位置づけると、組織として位置づけるということを今回、こども局ということで、創設をさせていただいたところでございます。

【末富委員】

それでは確認ですけれども、教育委員会のカウンターパートは、現在健康福祉局とこども局にあるということでしょうか。あわせてもう一つ、こども局は、こども家庭庁が持っている総合調整機能に相当する権能を持っているのかどうかということも、お教え願います。この点はこの審議会の権能と関わりましても、かなり重要な確認事項になると考えております。

【本楠こども局長】

市長部局側のこども政策に関しては、私どもこども局ということで、もちろん健康福祉局の福祉部門、あるいは区役所のそういった関連の部署との関わりということになってまいります。基本的にこども政策に関しては、私どもが担当していくということで考えております。

それと、教育委員会と市長部局の権限ということに関しましては、地教行法の関わりというか考え方というところもありますので、いろいろ規定の法的な限界といいますか、考え方といいますか、そういったところはあるかと思っておりますけれども、可能な限り我々としては連携を強化していくという形で対応して参りたいというふうに思っております。

【末富委員】

大変ありがとうございました。ある程度把握出来ました。詳しい話は、また後半のほうで少し意見を述べさせていただきたいと存じます。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。そのほか御意見が出ました。はい、お願いいたします。

【中西委員】

2点ありますが、1点は、いじめ不登校の不登校に絡むことだと思いますが、どこにもつながっていない児童生徒がいるという部分ですが、この点については、何か調査のようなものをされたことがあるのでしょうかということですね。なかなか容易ではないことだと思いますけれども、そこが1点。

もう1点は、検討項目ですが、6つまであってその最初に、①で体罰・暴言等というのが最初に出てくるということについては、この意識されているのか無意識に最初に来ているのかわかりませんけれ

ども、その点、もしコメントがあれば伺いたいと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。13ページのほうの資料にある、いじめ・不登校のところの課題で
すかね。分担、それから体制の構築のところに、1番最後のところにつながない児童生徒という
文言があります。それが1点ですね。

それから、29ページの検討項目のところの、①から⑥のところですね、①のところに、体罰・暴言、
いじめという表記がきていますけれども、この順序というのは、何か意図されたものなのか、そうでな
いのか、いろいろ確認されたい事項かと思います。よろしくお願いいたします。

【吉里総合支援課長】

まず1点目の、どこにもつながっていない児童生徒がいるという現状についてです。これは学校のほ
うから、毎月定例報告というものをいただいております。その中には、いじめを受けた生徒、不登校の
生徒、欠席日数などを報告していただいておりますが、そういった生徒のうち、例えば、フリースク
ールに通っている生徒、またスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにつながっている生
徒、どこかにつながっている生徒については、どこにつながっているのかというところを、報告として
いただいております。

その中で、今、どこにもつながっていない児童生徒が、このフレンドリーオンラインというのを令和
4年に、事業として始めておりますが、このときに、400名を少し超えるぐらいの児童生徒がどこに
もつながっていない現状があるということを把握しております。

どこにもつながっていない児童生徒については、以上です。

【松永教育改革推進課長】

検討項目のまず、最初に体罰・暴言等を記載した意図でございますが、令和4年10月24日に、熊
本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会から調査報告書をいただいております。その中で、過去
に本市でございましたこどもの自死事案につきまして、詳細調査委員会より、こどもが自殺に至るまで
にございました抑うつ状態の原因、これについて触れられているところがございまして、経過等を考慮
すると、教諭の不適切な指導が、抑うつ状態の発症に強く影響した蓋然性が高いとの内容で報告があっ
たところでございます。

また、この事案に伴いまして、詳細調査委員会から様々な御提言もいただいたところでございまし
て、本市におきましては、この体罰・暴言等につきましては、全国的に問題になっておりますけれども、
本市におきましても大変重要な課題として、1番目に掲げさせていただいたところでございます。

【藤田会長】

ありがとうございました。その他ございましたらお願いいたします。

【村田晃一委員】

こどもの権利サポートセンターについて設置予定ということですので、細かい点はこれからなのか
もしれませんが、このこどもの権利サポートセンターの位置づけといいますかね、何をやろうとして
いるか。もう少し具体的に教えていただけますか。

【上野こどもの権利サポートセンター開設準備室長】

こどもの権利サポートセンターの役割でございますが、これまで学校や教育委員会でも、相談はお伺
いしていたと思いますが、市長の責任で、相談をお伺いして、解決を図る組織ということで、相談ルー

トを複線化いたしまして、気軽に相談できる体制を整備し、学校などで起きた事案・事象の解決に取り組むこととしております。その際、第三者性や中立性、独立性、あと、御相談いただいた方からの納得性、そういったものを念頭に置きながら、活動していきたいと思っております。

【村田晃一委員】

もう少し、例えばですね、この相談誰が受けるか、こどもから受けるか、学校から受けるか、保護者から受けるか、地域から受けるか、そういうルートを複線化されるってことですけど、どんなことを想定されているのでしょうか。

【上野こどもの権利サポートセンター開設準備室長】

御相談自体は4月から先行しまして、こどもホットラインという相談窓口を開設しております。こちらのほうで電話とメールで相談を受け付けており、熊本市内にかかわらず、いろいろな方から御相談をお伺いしている状況です。保護者の方はもちろん、こども本人からの御相談も可能で、匿名でも構いません。

今年度中に、こどもの権利サポートセンターの開設を予定しております。お子さんや、保護者の方が、私どものほうにどのような形で相談をしたいかなどの相談ツール、そういったものも含めて、ニーズ調査をし、それに合ったよりよい体制を考えていきたいと考えております。

【村田晃一委員】

端的に言うと、ホットラインがあんまり機能出来てないっていう反省があるっていうことでしょうかね。

【上野こどもの権利サポートセンター開設準備室長】

ホットラインは、こどもの権利サポートセンター開設準備室が4月から新しく運用を開始しました。

これまでも、学校教育コンシェルジュの方や、また福祉部門のほうに、こども・若者総合相談センターといったものがございました。そういった相談機関もございますけども、特に学校や教育委員会のほうにご相談しにくいと、そういったお声もございましたので、また、権利侵害に関わることをお伺いできればと考えております。

【藤田会長】

よろしいですか。

【村田晃一委員】

ぜひ相談しやすい体制を、よろしくお願いします。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。そのほかありましたらお願いいたします。

【青木委員】

御説明ありがとうございました。先ほども御説明の中で平成29年度からの教員給与の移管に伴う予算の値が出ましたがそれに関わってちょっとお尋ねしたいと思います。

検討項目の中では、⑤に関わることはないかと思いますが、政令市として、教員の人事について給与と負担を含めて、ワンパッケージというか、丸ごと対応できるようになったわけですね。

そうすると、教育委員会会議で、処理する案件が増えるということが想像できるわけですが、教員にかかわらず、今回、検討の対象になっているような案件・事案というものが、教育委員会の会議、熊本市として置かれている教育委員会の会議で、もう構造的に対応出来ないぐらいの処理件数があるとし

たならば、分権というのを、政令市の中での分権というのを直ちに考えなければいけないということになるわけですが、質問にちょっと変換して伺いますと、教育委員会の会議で、こういった今回検討対象になる事案のその報告が多すぎて処理が出来ないという状態になっているのでしょうか。出来る、出来ないというのは判断にかかわりますので、どのぐらいの件数があるのでしょうか。

月1回の会議ではもう処理出来ないというようなことになっているか、伺えればと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。回答出来ますでしょうか。

【遠藤教育長】

件数として処理出来ないということはありません。月に1件、2件といったところですので、件数的に、とても教育委員会会議で処理出来ないという問題ではありませんが、かなり、真剣に長時間議論を教育委員会会議でしていただいているのが現状ですので、毎回教育委員会会議が4時間、5時間、非常に長くなっております。ですから、現状は大丈夫ですが、もしこれ以上増えますと非常に、厳しくなってくるのかなというふうには思っているところです。

これについては、出川委員が、教育委員でいらっしゃるので、教育委員の側からの感じ方を、お聞かせいただければと思います。

【出川委員】

教育委員会会議では様々な事案、審議内容がたくさん出ていまして、時間はかかります。一つ一つのものに、大きな時間を割くとその他のものが、なかなか議論出来ないという現状はあるかと思います。ただ、同じ審議でも一つ一つの項目に関して、濃淡というか時間をかけるのはそれぞれ違うので、今回の体罰や暴言とかそういった審議に関しては、かなり時間をかけて行っております。かなりたくさんの方がいますので、議論していただけるのがいいのではないかなとは思っております。

【青木委員】

教育長それから出川先生、ありがとうございました。恐らく、教育長と教育委員会の会議の間の権限配分っていうのとかですねそういう、論点に関わることがあるのだと思います。それから処理件数、政令市ならではの処理件数ということ、政令市ならではの権限があるからということで、その辺り、事務局に一つリクエストです。教育長と教育委員の会議の権限配分については教育委員会規則などで決まっていると思いますので、それは資料でお出しいただければと思います。

【松永教育改革推進課長】

次回の審議におきまして、資料としてまとめまして御提示をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【藤田会長】

はい、よろしくお願いします。

今日の熊本市教育委員会からの説明について、お尋ねになりたいところがありましたら、よろしいでしょうか。

【富永委員】

今から審議をしていく中で、検討事項を全てではないですが、例えば、こども自身の直接的なその意見とかそういうことを反映する資料とか、機会とかがあるのかどうか、それとこどもたちのアドボケイトの役割を誰が、どのように担っていくかっていうところを、どういうふうに捉えていらっしゃるかを

教えていただきたいと思います。

【松永教育改革推進課長】

御指摘の点につきましては、こども基本法が出来た現時点においても非常に重要ですし、これまでの取組でも、こども等の意見をいかに反映していくかということを考えてきたところでございます。

現在、教育委員会の複数の課でこの点の議論を進めておりますが、これまでの取組ということで御紹介をさせていただきますと、審議会の委員として生徒に参加していただくこと、アンケートの実施、ワークショップの実施、こういったものは行っておりまして、この教育行政の在り方を議論する際におきましても、そういったものをこれから順次やってまいりたいと考えているところでございます。

また、こどもたち、保護者もなんですけれども、常時熊本市に意見を出せる仕組み、体罰暴言等もありますが、そういった仕組みづくりもあわせて行っておりますので、そのような我々の取組につきましてもまとめまして、次回資料として御提示をさせていただきたいと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。そのほかありますか。

【比江島委員】

我々はこどもを診ていますが、学校の先生方のクライアントさんというのをたくさんおられます。やっぱり労働問題とうつ病の関係は、多くの場合は時間です。強度っていうのはありますが、やっぱり残業が多いとか、部活の問題だとかで、学校の先生方の中で、そういうメンタルの問題が出たときにどんなふうにするっていうのが、今は教育界では一般的なのか、もし熊本市で何か取組なさっているとか、あるいは教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【藤田会長】

現状について、御説明いただきますとありがたいです。

【上村教職員課長】

教職員のメンタルヘルス対策といたしましては、通常健康診断で、基準、数値が悪い方に対しては、教育委員会のほうから、教育委員会には、保健師もおりまして、すぐ対応しておりますし、全職員に対してストレスチェックも行っております。

それに基づきまして、その基準に一定程度達された形は、産業医の面接等にもつなげております。

そのほか、長時間勤務されている問題がございますので、それについても、一定の基準をオーバーされた方については、産業医の面接につなげているところです。

【比江島委員】

端的に知りたいなと思うのは、部活の時間とか労働時間にカウントされてないけれども、実際には拘束されているような時間が多いようにクライアントさんから聞きますが、実際どうなんでしょうか。

【藤田会長】

勤務時間の、定義ですかね。はい、もし説明できるようでしたら。

はいお願いします。

【上村教職員課長】

部活の時間につきましては、基本的にカウントしております。

【比江島委員】

はい、ありがとうございました。

【藤田会長】

それでは後半は、教育行政全般について、いろいろと意見交換を、委員の先生方と行いたいと思います。また、後半のほうも全ての先生のほうから御意見いただきますとありがたく存じます。よろしくお願いいたします。どなたからでも結構です。

【末富委員】

いくつか意見があります。まず一つ目ですが、この審議会、熊本市は、教育委員会会議等も原則としてオンラインで公開されていらっしゃるんですが、この審議会がそうではないのは、なぜなのかなということについて、昨日確認のため熊本市のホームページ見ましたところ、対応されていらっしゃるのではないかなと思ってそのことについてまず聞きたいということです。

私自身の考え方としては、現在、国の審議会等も、個人情報の保護ですとかあるいは機微に触れるような議案を除きましては基本的にはオンラインで、原則として公開していくということになっております。

とりわけ教育行政につきましては、透明性や公正性を強く求められる行政領域であるだけに、なるべくオンラインでも広く、傍聴が可能なように、公開いただけないかなというのが1点目でございます。

それから、2点目ですが、先ほどの質問とかかわりまして、この教育行政審議会がどこまで議論すればいいのかということについて、実はかなり資料とあるいは検討すべき事項を見ながら、悩んでおりました。それは基本的には教育委員会の矩（のり）を超えるといいますか、こども局との連携、首長部局との関係も踏み込むということですので、その点について、大胆に議論をしていいのだろうかということを確認させていただきたく思います。と申しますのも国のこども家庭庁も、司令塔をもとにして、現在、文部科学省・厚労省に限らず広く関係省庁との連携を切り開こうとしておりますが、その際にも、とりわけ私も内閣府時代からこどもの貧困対策に関わってまいった委員として、内閣府時代以上はかなり踏み込んだ、発言や調整も必要になっているなという現状があります。そうした状況を熊本市においても、共有していいのかどうかということを確認させていただきたいということです。

はい、以上の2点について、お考え、あるいは方針等をお教えいただければと存じます。

【藤田会長】

ありがとうございました。まずオンライン化への対応についてお願いします。

【松永教育改革推進課長】

公開の在り方につきましては申し訳ございません、今回、審議会を開催するに当たりまして、準備の部分で十分に対応出来ていない部分もございまして、ネットでの全面的な公開というのは、現時点においては準備が単純に出来ていなかったものでございます。

今後の公開の在り方については、内部でも協議をいたしまして、改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

また公開の在り方の一つの方法である事後公開、審議会の議事録について公開をするということについて、本市では詳細なものを公開しておりますし、本審議会についても同様に、議事録の公開ということでやってまいりたいと思っております。一方、本審議会です例えば個人情報に触れるような部分ですとか、もしくは審議の中身で非公開での審議が適当であろうというようなことがございましたらば、

議事録の公開の在り方といたしましては議事の要旨という形で、どのような議論が行われたかが分かるものを公開することによって、対応したいと考えます。判断につきましては審議会で御決定をいただければと思いますが、公開の在り方については引き続き検討してまいります。

それと、どこまで議論するのかということでございますが、私たちといたしましては、お言葉をかりますれば、広く大胆にということをぜひお願いしたいと考えております。

熊本市の教育行政の在り方の審議会ではございますが、それを超える部分があっても当然私たちはお願いをしたいと考えておりますし、市長事務局と教育委員会との在り方を検討する上で、教育委員会の所管の部分を超えるような部分について、もし御提言等ございましたらぜひいただいて、それを、市全体の取組につなげたいと考えております。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。

末富先生よろしいですか。

【末富委員】

はい、ありがとうございます。

【藤田会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見ありましたらお願いいたします。

【坪田委員】

今の点のところですけども、まず公開を全て前提にしまうと、総論的な議論になりかねないので、突っ込んだ議論する、ケーススタディをやる回については、非公開にするとか、場合によってメリハリをつけていくのが必要ではないかなというのが一つの意見でございます。

公開するところについては、大胆なものをどんどん提案する議論をしていけばいいという、そういうことが必要かな。だから一律にはないかなというのが一つ感じるところでございます。

あといろいろなデータ面ですね、私、不登校とか、今日はすばらしいと思ったのは長期欠席の数字をちゃんと上げていただいていること。実は自治体によってとか学校によって、長期欠席がほぼほぼ不登校だという統計のところと、長期欠席のうち不登校が半分もないという、もうその他とか病気とかコロナ関連とかに数字を動かしているのではないかという学校や自治体があるのではないかと考えていて、長期欠席で見たほうが実は不登校はわかりやすい。当時は工夫したにもかかわらずまだそういうことが起こっているというのと、あと要因別ですよね、要因だと必ず本人に係る状況ということでも無気力、不安がものすごく大きい数字になりますが、これは本人に確認したのかということが実は大事な部分で、本当は本人に、どういう理由でこういう状態が続いているのかをきちんと聞いてみた上で、実は、いじめだ、実は、先生との関係だというように聞いたほうが本当は正確なことが分かる。でないと全て先生方の一方的な見立てで、無気力、不安とか、生活のリズムの乱れだとか、そういうことにされてしまって実態が見えないと、対応策が、実は検討がうまくいかないというのがあります。ぜひ、そういうデータを今回の熊本市のいろいろな深掘りしていくためには、あった方がよろしいのかなというふうに思いました。

あと感想とうちがどう提供できるかですけども名古屋市のこども部門の充実は、もう数年前からやっておりまして、独立の相談機関も、弁護士さんの協力でやっているところでございます。もちろんそ

れのいい面とですね、いろいろとあまり思ったほどうまくいってない部分とかいろいろありますので、そういうことについては今後、機会があったら、提供させていただいて議論に貢献したいなというふうに考えているところです。一つですね、これ先ほど質問すべきだった、幼稚園の扱いですね。

幼稚園の扱いをこちらこども局のほうに移されていますが、名古屋は20園、公立園がありますが全て教育委員会で持っております。

縦割りを廃止すると横割리になるという問題が全ての中央省庁にありまして、小学校と幼稚園、部門が切れた場合はもちろん連携して議論していけば、そんな支障はないはずなのですが、例えば幼小連携の教育活動が少し停滞してしまったとか、コミュニケーションがとれてないとかって問題が、離れてしまったがゆえにあるのか、いやいや、保育園こども園も含めてみんな一緒に小学校と連携を全体でするようになったのでむしろ、全体として、連携がよくなったということなのかっていうようなこととか、こども家庭庁の言われている文科省との関係も含めた問題について、どういうそれを踏まえながらその幼稚園の取扱いとか、こども園と小学校の連携とかを充実させているのかについて教えていただければと思いました。

【藤田会長】

はい。どうもありがとうございました。

データの提示の仕方とかについても今意見がありましたけども、細かな分析なんかについては今後またいろいろと方向性示していただく計画はありますでしょうか。

【松永教育改革推進課長】

今、いただいた御意見についての関連の資料は準備をさせていただきたいと思います。

また市立幼稚園の関係で少しご紹介をさせていただきますと、市立幼稚園は6園ございますけれども、本市においては教育委員会で、昨年度に「市立幼稚園まなび創造プログラム」というプログラムを策定いたしまして、今後5か年間の幼小連携や特別支援教育の充実等について、整理をいたしまして取り組むこととしております。その中では当然市長事務局との連携というの大きな課題でございまして、教育福祉連携の在り方、コーディネーターの配置こういったものを記載しております。そういった本市のこれまでの取組と今後の取組についても資料として、改めて御提示させていただきたいと考えております。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。あと最初のところでちょっと確認がありましたけども、この会の形式ですかねオンラインとそれから対面と上手に使い分けていくような、テーマによってというふうなところで、御意見いただきましたけどその辺についてはいかがですか。

【松永教育改革推進課長】

私たちもそういった議論の在り方というのは、想定されるのかなと思っているところでございます。

案件、内容に応じまして、公開非公開を審議会委員の皆様で決定をいただいて、非公開にする部分があるのであれば非公開で議論をしていただくということで、規定上も問題はないというふうに考えます。ただいづれにいたしましても最終的には、報告書というような形でおまとめをいただきますので、そういった議論の経過を含めまして公開性というのは、十分に担保されていくものだというふうに考えております。

【藤田会長】

ありがとうございます。議事録の公開なんかも、最初のところで御回答いただいていたので、公開のところは少し力を入れていただければと思います。そのほかございましたら、はい、発言をお願いします。

【富永委員】

教職員という名前がよく出てきますけどもこれは、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーあるいは心のサポート相談員とかそういう方々が入った数でしょうか。ちなみに、資料6の中の教職員数っていうのには、どういうふうに組み込まれているのかあるいはいないのかっていうのを確認させてください。

【藤田会長】

はい、お願いします。

【松永教育改革推進課長】

資料6ページの教員数については、純粹に教員を記載しております。私たちのほうで教職員というのは、これも御指摘のとおり教員だけでなく、先ほどの御指摘をいただいて専門職も含めまして、また、学校の事務の先生方、こういった方々も含む職員全体で子どもたちの学びを見取るということとで取り組んでおりますので、基本的には教職員というような表現で、その取組の状況についても教員の部分だけでなく、お示しをしたいと思います。今後、こういった資料が欲しいと、人員構成についての情報をということであればまた準備をさせていただきたいと思います。

【富永委員】

はい、ありがとうございます。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置は、数が知りたいところでございます。折々教えてください。

【藤田会長】

はい。どうもありがとうございました。

【須藤委員】

オンライン公開についてなんですけれども、私も基本公開っていうのは賛成しますが、私のような現場にいる人間は、やはりそうすると話せないことがでてきます。今までの教職員としての経験、事例、それをもとに分析したり考えたりすることがたくさんありますので、やはりそういうところはですねオンライン公開にすると、話しにくくなるかなとは考えています。

確かに数値による分析っていうのは大事かもしれませんが、やはり現場にいる私どもや、そして実際に子育てをしている保護者の方は、そういう肌感覚というもののデータもありますし、いろいろな情報もあります。

そういうところが実は生きた情報で私は大事だと。大変思っております。ですので、その辺は取捨選択して、ここからここまでは大丈夫だよとか、ここからここまで多くオンラインで公開するよとか、事前に教えていただくとありがたいかなと思います。できるだけ、本当に大胆に、いろいろな提言をしてみたいなって思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。

とても貴重な意見と思います。

この審議会ですね、その方を尊重して進めていければと思います。

【中西委員】

体罰と審議会の審議件数が27ページですか出ておりますけど、最新のほうで102件が審議の対象になって、体罰は4件で、暴言等が14件ですが、これ実際、委員の方もいらっしゃるようですので、少し差し障りない範囲で、その審議がどういうふうに行われているのかというのをちょっと伺いたいと思います。該当外が半分という事は、どういうふうになっているのかなというのをお聞きしたいです。

【藤田会長】

ありがとうございます。資料で言いますと、該当外の棒グラフがありましたね。あの辺の資料の読み方のところを、ちょっと説明していただければと思いますが、色分けをして、結構、該当外の件数が多く算出されていたグラフだったかと思いますが、27ページの資料ですかね。体罰等審議会の審議をよろしく願います。

【中村総括審議員】

該当外の件数が非常に多いというところで御意見いただいたところですが、調査に当たりました相談票をいただいて、それをもとに、職員のほうで、それぞれの関係者のほうに確認をいたしまして、まず、その状況が、事実確認をしっかりとるところで、その事実確認が例えば、取れない。本人、またその関係者の人から聴取をして、第三者の方とかそういった方からの事実確認がとれなくて、事実かどうかというの、なかなか判断出来にくい。そういった場合については、該当外というふうな形になることもございますし、また、内容によっては、そういった体罰、暴言等、こどもに対しての、そういった案件で、状況に応じては、体罰審議会の対象ではないようなものが案件と上がってきた場合には該当外というような事もございます。そういったものが該当外ということで、ここに挙げられているところでございます。

【中西委員】

対象ではないっていうのが、だからどういうものなのかっていうのを、何かアバウトでも伺いたいのと、あと、そもそもどういう形で訴えがあったら対象になるのでしょうか。

【中村総括審議員】

はい、失礼しました。こどもを守るための相談票ということで、相談票を、保護者の方、またこどもからも提出いただくような仕組みになっておりまして、その相談票に基づいて、内容を確認しまして、その関係者の方、本人、またそれに関係する教諭、またそれに関係するこどもたちがいますので、そういったところに確認をして、聴取をすると。

その内容について、体罰審議会の委員さん方が5名いらっしゃいますので、その中で、その中身を審議していただいて判断いただくと。また、内容については、体罰、また暴言等、不適切な行為、また、適切な行為というのもあります。また、今ここにありますような該当外というようなこういった形で、審議、認定を、審議をした上で認定をするということになってまいります。

該当外の部分については、例えば、こどもさんから相談票が出まして、その相談票に基づいて、審議をした場合に、対象の教員の方から聞いて、教員の方にも覚えがないとかというような聴取結果、そこに、第三者のこどもさんとかが、もし、その確認が出来ない場合もありますし、その第三者のこどもさ

んのほうも、そういった事がなかったとか、そういった場合には、いわゆるその事実確認がとれないというような時がございますので、そういった場合については、該当外というような事もございます。

【藤田会長】

よろしいでしょうか。はい、お願いします。

【富永委員】

御回答聞いて、私全然ぴんと来なかったですが、こどもから出される相談票は、こどもの発達段階とか、言語化とか文章化が苦手なお子さんもいると思います。こどもから出される相談票ってどういうものですか。

【中村総括審議員】

こどもを守るための相談票というものがございます。これが名称ですけれども、こどもさんがまず自分でそういうふうな、体罰、暴言等を受けているとか、感じたことがあれば、その相談票に中身を書いて、参考資料が30ページのほうにございます。

こちらのほうに、こどもを守る相談票ということで保護者の方々にも、こういった形で、お示しをして、こういった行為等が、そういうふうにあった場合とか、そういうふうじゃないのかなというような事が、申立てをしたい場合は、こどもさん、また保護者の方、ただ、こういった形で相談票を提出していただくという形な仕組みが出来ております。

この仕組みに基づいて、相談票を教育委員会のほうに御提出、または、封筒に入れて、学校長を通して、教育委員会のほうに提出がされる。という仕組みになっておりますので、その相談票を受けて、こちらの学校問題対応チームというのがございますけれども、そちらのほうで、実際に関係者のほうに聞き取り等をして、調査を進めていくというふうな仕組みになっております。

【遠藤教育長】

補足させていただきますが、この相談票というのは、こどもが出すことも出来ますし、保護者が出すことも出来ます。また、その相談票という紙のフォーマットを用意しておりますけれども、紙で出すことも出来ますし、実際には、電話、あるいは、直接、教育委員会のほうに来訪されて相談される方もいらっしゃると思います。そして受け付けた相談については、全て調査をして、1件1件、この体罰等審議会に全てお諮りをして、体罰、暴言、その他、不適切な行為であったか、あるいは、適切な行為であったか、該当外であったかということを判断いただいていると、こういう仕組みになっています。

実際に相談をされるのは保護者の方がほとんどというふうになっておりますので、例えば、保護者の方からの相談ではありますが、伝聞であって、こどもには聞き取りをしないでほしいというようなケースが結構ございます。そして、先ほど申し上げたように、そのために事実の確認が出来ないという場合には該当外いというような判断になる。そういったケースが結構あるというふうに認識をしているところです。

実際、村田委員が委員ですので、村田委員から、もし実際どんな感じが御説明いただけるとよろしいかなと思いますけれどもいかがでしょう。

【村田慎委員】

自分の手元には、そのこどもを守る相談票というのがありますが、こどもにも、各学校で先生から配られて、こどもを守る相談票という紙が配布されます。こどもを守る相談票っていうふうに露骨に書いてあるので、先生自身がそれをこどもに配るとするのは複雑だろうなと思いながら、こどもが持って帰

るのを受け取っています。具体的に、相談票には、いつごろ、どこで何の時間、授業中だったか、あるいは休み時間だったか部活中だったか、学校行事中だったかなど詳細を選ぶところもあります。誰が誰に、そして、どんなことをしたかというところに、具体的にたたいた、いや、けた、突き飛ばした、ものを投げつけたなどですね、先日もちょっと案件ありましたけれども、あと正座一定の姿勢を長時間保持させた、これも肉体的苦痛の中に入りますが、そういった、いろいろな詳細の選ぶところがありまして、思い当たるところには全て丸をつけていただいて、遠藤教育長がおっしゃったとおり、ほとんど保護者の方が提出される場合が多いです。

ただ中学校を、高校のほうになると、お子さんでも書けるようになるかなとは思いますが、やっぱりそういうものを提出するというのにはやっぱりとても勇気が要るのかなというふうには思っています。

ただ、そのこどもを守る相談票の下の方にも、一応補足書きがされていますが、原則として、当事者である、そのこども本人が苦痛を受けたのかどうかというのが1番大事なところですので、児童本人への聞き取りが出来ない場合は、きちんと、やはりその人から聞いた話という伝聞っていうふうになると証拠にならないということになってしまいますので、その場合は、ちゃんと最後までしっかりと審議することが出来ないという形でそれが該当外の数字にも入ってきます。

ただ、できる限り委員をしている身としては、やっぱりお子さん本人、あるいはそのほかにも、それを見ていた第三者の人達、なるべくたくさんのお話を、体罰学校問題対応チームの方々が、何度も聞き取りに頻繁に、学校や、家庭などに通っていただいてお話を聞いてくださいますが、やっぱりこども本人がどうだったかっていうのが1番大切ですので、できれば、お子さん自身のお話がちゃんともっと聞けたら、数字のほうも大分変わってくるのではないのかなというふうには思っているところです。

【藤田会長】

はい、詳しい説明ありがとうございました。大体予定の時刻になりましたけれども、どうしてもここを一つだけお尋ねしたいというようなことがありましたらお願いいたします。

【村田晃一委員】

先ほどの公開非公開の議論にも関わりますが、この委員会の守秘義務ってどんなふうに定めてあるのでしょうか。

【藤田会長】

これはもう全て守秘義務の対象になるという理解でよろしいでしょうか。

【村田晃一委員】

ただ、公開するとなると、守秘義務も何もないわけですね。でも、非公開にする部分もあったほうがいいのではないかっていう話も出ているところで。

【藤田会長】

運営の在り方そのものについて、少し検討をお願い出来ますでしょうか。今、回答出来ますか。

【松永教育改革推進課長】

委員の皆様については熊本市の非常勤特別職というような形になりますので、一般的な非公開に係る個人情報等を含めました、職務上知り得た情報の取扱いについては、当然守秘義務というのがかかってまいります。

ですので、それに加えて、公開する情報については当然精査が必要となってまいります。公開できない情報を公開しないものとするということについては、当然熊本市もそのような取扱い出来ますので、事

前に、例えば議事録を作成する際に当たりましては、事務局内でも確認をいたしますし、皆様方に事前に御確認をいただくようなことも、手順として行ってまいりますので、その中で情報が公開出来ない部分についてはしっかりと確認をとった上で、公開をしないということで取り扱う。そのように考えております。

また改めて情報の取扱いについては整理して、お伝えします。

【藤田会長】

少し整理をして、またお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

あと、第1回目の審議会ですけれども、色々と、いろいろな角度から御意見いただきたいと思います。御自身の事でも、それから御家族のことも、色々と、やっぱり重たい経験されてきたって方々もいらっしゃるかと思いますけれども、どういう形でもこの審議会でも問題に取上げて、話し合いをしていきたいというふうに考えております。ぜひ、御意見を聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

【末富委員】

恐れ入ります。オンラインの公開非公開なのか先ほどからの皆様も何か気になさってらっしゃるようなのでちょっと意図を申し上げますと、私も先ほど申し上げましたように、個人情報の保護あるいは機微に触れる問題等は非公開であることは妥当だとございます。

しかし国の審議会等もそうですが、なぜ公開が大事かと申しますと、特にこの審議会の場合には、教育行政のみならず、熊本市政全般、あるいは全国の教育政策こども政策の特に地方の担当者にとってはかなり大きな関心を持たれるものであり、逆に言うと、そのことを、議事録公開のみをもって、公開としたいのだろうかということはございます。

可能な部分は、なるべく公開をしていただくほうが、全国の関係者にとっても、グッドインパクトがあらうかというふうに考えているということですので、何が何でも全部公開しろということを申し上げたつもりはございませんので、その点は皆様方と共有できればと存じます。

あわせて、先ほど申し上げ忘れましたが、検討事項の⑥ですね、取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり、いわゆる政策のマネジメントサイクルを回していくということについてなんですが、やはり特にK P Iの中に、こども自身の状況の改善ですとか、あるいは学校に対する信頼感、あるいは自分の悩みや課題があったときに、熊本市として受け止めてくれるんだといわゆる守られる権利というものが熊本市で実現されているのかどうかといったこども自身の状況の改善については、ぜひ入れていただきたいなと思います。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。補足の説明と、それからこどもの立場からの色々と議論し、積極的に増やしていただく必要があるかなと今日の審議に聞かせていただきまして、私も思ったところです。どうもありがとうございます。

そのほか、公募委員の方々、それから身近な生活の中で問題意識を抱えている委員の方々、もし何かありましたら、御意見いただきますとありがたく存じます。

【西村委員】

熊本市のこども権利サポートセンターに期待と不安と両方を持っております。一つは、こどもは学校だけで育てるわけではありませんで、そこを、市全体で、こどもを育てる仕組みっていいのか、それ

が、出来ていくということに対しては、とても期待をしております。それと、一方で、分担されることで、よく言うたら回りとか、それぞれの専門性はどうなるのだろう。それがなければ、聞くだけ、身近なところで自分たちが経験したところまでの相談は乗れるけれども、それを超えたものについての相談や解決については、少し弱くなっていくのではないかと。それと学校での教員とこどもとの信頼関係ですね、それは失わせたくないし、身近にいる者を信頼して、生活していくというところはとても大事だと思います。そういったところを大事にしながら、それぞれの権限と専門性をどうしていくか。専門性を育成するにはどうしたらいいのか。一般的なことだけを知っているのでは難しいかなと思います。そういうときに、ぜひいろいろな経験された当事者の方の体験というものを、ぜひ取り入れていただけたらと思います。

個人的に、いろいろな当事者の方を存じ上げているのですが、皆さん、自分たちの経験を次に生かしてほしいと思っておられます。

ぜひ、私たちを使ってほしいと思っています。以上です。

【藤田会長】

はい。どうも貴重な意見、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。

構えなくて結構ですので、正解になるような問いはないと思いますから、思っていることを出してくださいと、結構それが、これからの審議を進めていける、それも重要な意見になることも十分ありますので。よろしくお願いします。

【須藤委員】

とにかく私も、公開するっていうかこの会を皆さんに知っていただきたい。今の学校の問題は教育委員会や学校だけの問題じゃなくて、やっぱり市民、国民、皆さんにやっぱり知っていただきたいし、それに理解が出来ないと先ほど予算のことを言ったのですが、やっぱり予算もつかない、つけにくい、やっぱり予算が必要です。教育にはですね。今、学校現場はもう完全なオーバーフローです。時間も足りない、人も足りない。そしてもう既に通知とか、文書がこの時点で400通来ています。年間で2,000通ぐらい来ます。そして、また校長会ではいろいろな頼み事が各課から来ます。全てもう入りません。学校はですね。

そのような状況の中で、また未配置の問題とか、教員が足りないもので、うちの学校も去年より3人数が減って、今休職者が1人出ましたので、4人足りない状態で、とてももうまた1人休まれたら、とても手が回らないっていう状況の中で、現場は先生たち一生懸命、チームで補いながら頑張っている。

そういうところで、どうしても皆さん、国民や市民の皆さんにそれをわかっていかなきゃいけないっていう状況がありますので、できることは公開していただいて、公開してもなかなか見る方はいらっしゃらないかもしれませんが、何かやはりそういう、みんなで考えていきたい、みんなで考えていただきたいと思いは、私は思っています。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございます。いろいろと、これからの審議を進めていく上で、有益な御意見いただきましてありがとうございます。

【森委員】

構えなくていいっておっしゃるのですが、やっぱりこう、わからないこと専門の先生方じゃないので

たくさんあります。私が1番思っているのが、今、皆さんが思ったら、当たり前に出来そうだと思っていることが、本当にそうなのかなっていう視点を持ってほしいなっていうことで、不登校不登校って言いますが、不登校を解決するって言われると、不登校をしている側はすごく苦しいですね。

不登校がいけないことって、やっぱりみんなこどもたちも思っていますし、お母さんたちも怖いですよ、こどもが不登校になることって。私は別に不登校というか、行かないなら行かなくていいし、行きたかったら行ったらいいし、そのくらいの何かこう余裕がないと、先生方も不登校にしちゃいけない、私の患者さんで学校行けなくて、オンラインだったらちょっと授業が受けたいと、中学生の子が言ったときに、それは駄目だと。

オンラインできるシステムがあるのに、コロナじゃなくて、普通の不登校の子は駄目です。学校の何とか教室に行かないと駄目です。フレンドリーオンラインを利用してくださいって言われるけど、実際本人は行ってみて、あまり満足はしなかったというところがあって、そういう個々の事情があるけれども、やっぱり学校によって、この学校はいいけど、この学校は駄目っていうのが実際すごくあります。そういうことが、私もその公募に行った理由は、やっぱりその子を見たことが1番の原因で、やっぱり学校ごとに違うとかってこどもたちから見てもおかしいなとすごく思います。

そこを、誰が見てもおかしくないって難しいですが、何かみんなが思っている当たり前ともう時代が違うので、今のこどもたちが、思っている当たり前と、私たちの当たり前とは違うので、不登校を解決するとか、いじめを解決するって言われるとやっぱりつらい思いをするっていう方がいるなっていうのは、そこも考えてほしいなというふうに思うのと、あと、私がすごい肌感覚で思っているのが、学校の先生たちが、不登校の子たちに対して、学校に来なさいって昔は言っていたのですが、最近言わなくなりました。何かあったのかなと思いましたが、やっぱり言われたいと言われたいでつらい人もいれば、ほっとかれて「いいですよ、好きなようにしてください」みたいに言われることもあるし、その不登校の問題っていうのは、やっぱりこうやって数が増えているって、問題みたいに言うけど、本当に問題なのかなって。それを選べる子が増えているというだけじゃないかなって、私はすごく思っていて、全体的にこの解決取組っていうのが不登校解決しようという方向になっていることがすごく違和感があります。

なので、実際このフレンドリーオンライン、良いこともあったって聞いていますし、でも不満な子はいないのかなとか、そういうところの両方の面から考えてもっと活用出来たらいいなあってすごく思います。以上です。

【藤田会長】

はい。どうもありがとうございます。ルール等私たち自身持っているその価値観を転換させて、もう1回この議論もゼロから作り直していく必要があるのかもしれないですね。

何かすごく示唆をいただいたように思います。

【出川委員】

普段、児童福祉を教えている、観点からですが、以前から居たと思いますが、ヤングケアラーの問題は、不登校で学校に来ないという学校での事象があり、実際のお子さんの状況をみると、家庭の中で、いろいろな役割を担っていて学校に来ることができない状況だったりします。

スクールソーシャルワーカーが、教育委員会から派遣されて、家庭とやりとりしたりしますが、こどもが学校に行けるようになるためには学校内の関わりの中だけでは解決出来ない問題があって、そう

いったときに、市長部局の、福祉のワーカーさんにつながって御家族が支援されるようになることで、お子さんが自分の時間を持てたり、自分の自分らしいことができるというふうにつながっていくのではないかなと思います。先ほども課題にありましたけれども、学校だけでは難しい問題を、全体としてどう考えるかっていうことを、今後この中で考えていただけるといいと思っています。

【藤田会長】

ありがとうございました。本当に組織の問題、機関の機能の問題ですね。

いろいろと、個人に焦点を当てると、それだけで解決していくかのような議論なりがちですけども、大事なのは、それをどんなふうに見るかで、あるいはどういう見方考え方で、新しい価値観にどう築いていくか、組織の中で私たち自身が一人一人問われているような課題かなと思います。とても大切な御意見かと思しますので、この審議会を通して育てていただければ大変ありがたいと思います。

大体時間になりましたけれども、よろしいでしょうか。ちょっと時間をオーバーしてしまいました。もしよければ、大学生は、すごく今から期待されていますので、これからの本当に社会を作っていくときに、直接もう力になっていただく存在かと思えます。もしよければ、お願いいたします。

【上田委員】

私は、母子家庭ですが、親が、母親が、こども2人を見るっていう状況で、今現代では、そういう片親の家庭っていうのは、もう3人に1人って言われるぐらい、もう当たり前になってきている。ただそれだけ、背景に複雑な事情とか話せないことがたくさんあって、それを、こどももちろん親を見ながら育つので、そういう問題を抱えている親を見ながら育つと、ものすごい心苦しくなります。親が、例えば、今、発達障害って言われる症状とかで、ニュースとかにもなっていますが、こどもだけが発達障害っていうふうに言われるのではなくて、もう今働いている大人も、どこかにそういう症状、ただ発達障害という名前がついているだけで、人それぞれそういう症状が違うっていうので、自分がそういうものを持っているっていうのを、気づきにくいなと思って。

私は、母親のほうの実家のほうにも、ひきこもりというので、ちょっといろいろな問題が発生しています。でも、1番は、一緒に暮らしている母親がその問題を抱えながら、誰にも話さない、誰にも頼っていないという状況を見るのが、こどもとしてはいちばん、自分が身を切られるより痛いというふうに思っています。

確かに、学校ではこどもを守るっていうこども中心に置くっていうシステムが、今すごく整備されていて、ものすごく良い今環境だなんて思いますが、こどもとしては、まず、親を助けてほしいというのが本音で、自分は後からでいいからって、自分だけ助かろうとは絶対思わないので、検討項目の3番の保護者児童生徒教職員って書いてありましたけど、児童生徒を思うように、それと同じように、保護者と教職員は付属品ではなくて、1人の人間として、その人たちの環境も、やはり今整えていければなというふうに感じています。

【藤田会長】

ありがとうございました。はい、その辺の意見はもう、今日初めて出てきたと思います。そして、確かにもうこどもだけの問題でもないし、大人も含まれるし、社会全体の問題だと思います。一つ一つやっぱり焦点を当ててっていうのが多分この審議会が、いろいろな観点から、問題提起をされている部分だと思いますので、ぜひ、積極的に議論に参加していただければと思います。答えはすぐには出てこないかもしれないけど、話し合う機会、時間がすごく大事かと思しますので、どうぞよろしくお願いしま

す。ありがとうございました。

それではよろしいでしょうか。だいたい時間がオーバーしています。時間が参りましたのでこれで本日の議論を終了したいと思います。次回以降については、事務局から提示がある事例をもとに、さらに議論を深めていきたいと思います。後日お気づきになれたことがありましたら教育委員会事務局、あるいは教育改革推進課のほうに御相談いただければと思います。

なお、本会議の議事録については事務局にて作成の後、委員の皆様へ送付されますので御確認いただきますようお願いいたします。その後、私のほうで最終確認を行い、確定させていただいてもよろしいでしょうか。これは確認です。よろしいでしょうか。はい、ではそのように処理をさせていただきます。

ではこれもちまして、第1回熊本市教育行政審議会を閉会いたします。皆様の御協力でスムーズな進行をすることが出来ました。時間がちょっとオーバーしてすみませんでした。大変ありがとうございました。